

京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第9条 研究倫理・安全推進委員会に委員長を置き、<u>前条第1項第2号の委員のうちから担当理事が指名する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第9条 研究倫理・安全推進委員会に委員長を置き、<u>担当理事をもって充てる。</u></p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>